別表第2(第6条関係)

利用料金の減免の基準

- 1 利用料金の全額を免除する場合
 - (1) 池田町及びその附属機関等がその行政目的遂行のために利用する場合(池田町が共催する事業を含む。)
 - (2) 池田町以外の行政機関がその行政目的遂行のために主に池田町民を対象とした事業を行うために利用する場合
 - (3) 町内の小中学校、幼稚園及び保育園(以下「学校等」という。)並びに高等学校が事業の一環として利用する場合(高等学校の部活動等を除く。)
 - (4) 町内の学校等に在学する児童生徒が利用する場合及びその児童生徒が主な構成員である少年団(以下「少年団」という。)又はサークルが本来の目的達成のために利用する場合並びに少年団本部が主催し十勝大会等を行う場合
 - (5) 池田町の交付する交付金を主な財源として活動する団体が本来の目的達成のために利用する場合
 - (6) 町内に活動の拠点を持つ団体で別に定める基準により社会教育団体、福祉団体又はコミュニティ団体として事前に登録をした団体(以下「登録団体」という。)が広く町民を対象とした事業、地域等への奉仕活動又は公共性の高い活動を行う場合で教育委員会が認めた場合
- 2 利用料金の9割を減額する場合

町内の高等学校に在学する生徒が部活動等で利用する場合

- 3 利用料金の5割を減額する場合
 - (1) 町外の学校等が事業の一環として利用する場合
 - (2) 登録団体が利用料金の全額が免除となる事業以外の事業を行うために利用する場合又は登録団体が主催し、若しくは 共催して十勝大会等を行う場合
 - (3) 町内に事務所を置く公共性の高い団体等が団体の目的達成のために利用する場合
- 4 その他指定管理者が特別な事由があると認めた場合は、教育委員会の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。